

供託課からのお知らせ

供託申請・供託金の払渡請求に関するご案内です。

「供託かんたん申請」を利用すると事務所やスマートフォンから供託手続きができます。

また、会社法人等番号を入力することにより、株式会社等の資格証明書を提示する必要がありません。

このページでは、「供託かんたん申請」における実際の操作手順を紹介しています。

これまで法務局に供託書を提出されていたお客様や初めて供託をされるお客様は、この操作手順をご覧になりながら、オンライン申請をぜひご利用ください。

[【供託かんたん申請】のご案内](#)

[【供託かんたん申請】の申請者情報の登録](#)

[【供託かんたん申請】の操作手順](#)

[供託かんたん申請ログイン画面へ](#)

[窓口申請における供託書等の記載例](#)

[窓口申請における供託金払渡請求書の様式](#)

[供託手続きに関するQ&A](#)

[水戸地方法務局のトップページへ](#)